

議案第 2 2 号

三次市運動場設置及び管理条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市運動場設置及び管理条例（案）

（設置）

第 1 条 スポーツの普及振興と市民の健康増進を図るため、運動場を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 運動場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
稲荷運動場	三次市三次町 2 0 0 8 番 1 地先
畠敷運動広場	三次市畠敷町 9 1 6 番 2 地先

（使用の許可）

第 3 条 運動場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の使用許可に当たり、管理上必要があると認めるときは、使用上の条件を付けることができる。

（使用の制限）

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、運動場の使用を許可しないことができる。

公益を害するおそれがあると認められるとき。

施設設備を破損するおそれがあると認められるとき。

管理上支障があると認められるとき。

前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 この条例に基づく運動場の使用については、無料とする。

(特別設備等の制限)

第6条 使用者が特別の設備をし、又は施設に変更を加えようとするときは、使用申請のときにその旨を申請して、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止)

第7条 使用者は、運動場使用の権利を他に譲渡し、又は転貸することはできない。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。ただし、これによって生じた損害に対し、市は責任を負わない。

第3条第1項の規定に基づく使用許可の申請事項に偽りその他不正の記載があったとき。

使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用後の処置)

第9条 使用者は、運動場の使用を終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。

2 前条の規定により、使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、運動場又は設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、運動場への入場を拒

み，又は退場を命ずることができる。

他人に危害を及ぼし，又は他人に迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者

その他管理上支障があると認められる者

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。